

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年6月25日（火）第15号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
  - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (3件) (社会福祉課取扱い) 1
  - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の休止 (社会福祉課取扱い) 2
  - 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件) (社会福祉課取扱い) 3
  - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (2件) (社会福祉課取扱い) 3
  - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
  - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
  - 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5
  - 海岸保全区域の廃止 (漁港漁場課取扱い) 5
  - 海岸保全区域の指定 (漁港漁場課取扱い) 5
  - 土地改良区の役員の就退任の届出 (2件) (農地整備課取扱い) 6
  - 土地収用法による事業の変更 (監理課取扱い) 8
  - 都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 8
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 9

## 告 示

## 鹿児島県告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所  
肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
黒岩内科	日置市伊集院町郡二丁目75番地	平成31年3月24日
富宿医院	いちき串木野市塩屋町100番地1	平成31年3月31日
南九州薬局指宿店	指宿市十町字田畑2483番地3	平成31年3月31日
内倉外科医院	姪良市東餅田2362	平成31年3月31日
市成の薬局	鹿屋市輝北町市成字喜入塚2144-3	平成31年4月19日
高見調剤薬局	枕崎市高見町19番2	平成31年4月30日
市民調剤薬局	阿久根市塩鶴町二丁目124-2	令和元年5月31日

## 鹿児島県告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
有限会社英和薬品	鹿児島市谷山中央三丁目4527番地5	南九州薬局指宿店	指宿市十町字田畑2483番地3	平成31年3月31日	居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導
ブレイン株式会社	宮崎市学園木花台北三丁目8294番地9	市成の薬局	鹿屋市輝北町市成字喜入塚2144-3	平成31年4月19日	居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導

## 鹿児島県告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
田中未来	フレアス在宅マッサージ薩摩川内 薩摩川内市平佐町1271番地2メルヘンハウス203	平成31年3月31日	あん摩マッサージ指圧，はり，きゅう

## 鹿児島県告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があった。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	休止年月日
たけ歯科医院	伊佐市大口堂崎155番地33	平成31年4月17日

#### 鹿児島県告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
黒岩内科	日置市伊集院町郡一丁目68番地第2殖産店舗1号室	平成31年3月25日
内倉外科医院	始良市東餅田2362	平成31年4月1日

#### 鹿児島県告示第151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
合同会社Eプラスケア	熊本県球磨郡錦町大字一武2609番地2	訪問看護ステーションおうち生活応援団伊佐事業所	伊佐市大口里3111-1	平成31年2月21日

#### 鹿児島県告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
西倫太郎	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号	平成31年4月1日	柔道整復
山下拓真	鹿屋中央整骨院はり、きゅう、マッサージ院 鹿屋市王子町3911番地1	平成31年4月23日	柔道整復

#### 鹿児島県告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
		変更前	変更後	
医療法人徳洲会訪問看護ステーション花みずき 鹿屋市新川町6081番地1	名称	訪問看護ステーション花みずき	医療法人徳洲会訪問看護ステーション花みずき	平成31年3月1日

#### 鹿児島県告示第154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
医療法人徳洲会 大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	医療法人徳洲会訪問看護ステーション花みずき 鹿屋市新川町6081番地1	事業所の名称	訪問看護ステーション花みずき	医療法人徳洲会訪問看護ステーション花みずき	平成31年3月1日
医療法人徳洲会 大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	医療法人徳洲会大隅鹿屋病院 鹿屋市新川町6081番地1	事業所の名称	大隅鹿屋病院	医療法人徳洲会大隅鹿屋病院	平成31年3月1日
株式会社アールアンドシー湘南 神奈川県茅ヶ崎市中海岸三丁目9番64号	リハビリ特化型デイサービスムーブメントプロ始良 始良市平松2965番地2	事業所の名称	リハビリ特化型デイサービスムーブメント始良	リハビリ特化型デイサービスムーブメントプロ始良	平成31年4月1日

#### 鹿児島県告示第155号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション幸せの里	薩摩川内市永利町4311番地5	社会福祉法人愛和会	薩摩川内市永利町4311番地5	田中 憲夫	令和元年6月30日	訪問介護

#### 鹿児島県告示第156号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
まほろあいらヘルパーステーション	始良市平松3415番地1	株式会社グリーンオガタ	霧島市国分福島二丁目22番17号	緒方 祐二	令和元年5月1日	訪問介護
はっぴーホーム大成デイサービスセンター	指宿市山川成川5173番地4	南薩太陽光発電株式会社	鹿児島市坂之上八丁目8番1号	松村 武久	令和元年6月1日	通所介護
ヘルパーステーションまちばる	志布志市志布志町志布志1330番地	医療法人S A K U R A	志布志市志布志町志布志1290番地1	安田 裕一	令和元年6月15日	訪問介護

## 鹿児島県告示第157号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

施設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
博悠会温泉病院	日置市東市来町湯田4648番地	医療法人博悠会	鹿児島市樋之口町3番7号	中村哲三郎	令和元年5月31日	介護療養施設サービス

## 鹿児島県告示第158号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和45年2月9日鹿児島県告示第147号の2で指定した鹿児島県南西諸島沿岸口永良部漁港海岸保全区域を廃止する。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第159号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

口永良部漁港海岸保全区域

鹿児島県薩南諸島沿岸口永良部漁港海岸

区 域	基 点	補 助 点
1 口永良部漁港本村東地区海岸 基点1から基点7までを順次直線で結んだ線並びに基点7、補助点7の1、同6の1、同5の1、同4の1、	1 熊毛郡屋久島町口永良部字岩崎371の2番地内1号標くいの位置	1の1 基点1から160度00分70メートルの点
	2 1から56度22分235メートルの点	2の1 基点2から163度44分87メートルの点
	3 2から83度26分49メートルの点	
	4 3から105度04分190メートルの点	3の1 基点3から
	5 4から112度45分148メートルの点	
	6 5から134度28分123メートルの点	

同3の1, 同2の1, 同1の1及び基点1を 順次直線で結んだ線に より囲まれた区域	7 6から162度55分152メートルの点	154度26分83メー トルの点
		4の1 基点4から 205度26分80メー トルの点
		5の1 基点5から 204度05分120メー トルの点
		6の1 基点6から 217度01分118メー トルの点
		7の1 基点7から 259度56分95メー トルの点
2 口永良部漁港向江浜 地区海岸 基点8から基点10ま でを順次直線で結んだ 線並びに基点10, 補助 点10の1, 同9の1, 同8の1及び基点8を 順次直線で結んだ線に より囲まれた区域	8 熊毛郡屋久島町口永良部字向江浜 1656の1番地内8号標くいの位置	8の1 基点8から 310度00分5メー トルの点
	9 8から160度00分140メートルの点	9の1 基点9から 270度00分100メー トルの点
	10 9から197度00分215メートルの点	10の1 基点10から 280度00分55メー トルの点
3 口永良部漁港本村西 地区海岸 基点1から基点14ま でを順次直線で結んだ 線並びに基点14, 補助 点14の1, 同1の1及 び基点1を順次直線で 結んだ線により囲まれ た区域	1 熊毛郡屋久島町口永良部字岩崎 371の2番地内1号標くいの位置	1の1 基点1から 160度00分70メー トルの点
	11 1から290度00分62メートルの点	14の1 基点14から 132度30分90メー トルの点
	12 11から218度30分102メートルの点	
	13 12から242度30分300メートルの点	
	14 13から235度00分210メートルの点	

## 鹿児島県告示第160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、十三塚原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事 山口 剛 霧島市国分広瀬二丁目29番地8  
 理事 山下 勝義 霧島市溝辺町麓1020番地  
 理事 有村 政春 霧島市溝辺町有川2092番地  
 理事 森田 勝美 霧島市溝辺町有川2008番地30  
 理事 末重 眞一 霧島市溝辺町麓3873番地  
 理事 岩元 武二 霧島市溝辺町麓3534番地4  
 理事 今吉 耕己 霧島市溝辺町麓3382番地75  
 理事 追鳥 正光 霧島市溝辺町三縄887番地7  
 理事 有村 春明 霧島市溝辺町麓2294番地1  
 理事 久保山繁良 霧島市溝辺町崎森2770番地2  
 理事 竹ノ内久行 霧島市隼人町西光寺2324番地7

理事 今村 広嗣 霧島市隼人町嘉例川488番地  
 理事 竹ノ内春明 霧島市隼人町嘉例川2256番地 1  
 理事 西 泰行 始良市加治木町日木山1858番地 2  
 理事 上村 一郎 始良市加治木町日木山2660番地 1  
 理事 岩元 道男 始良市加治木町小山田4610番地 3  
 理事 三宅 利秋 始良市加治木町小山田3496番地 2  
 監事 末重 良規 霧島市溝辺町麓563番地 4  
 監事 横山 克己 霧島市隼人町西光寺2995番地16  
 監事 内村 敏春 始良市加治木町小山田3591番地  
 (任期 平成31年3月30日から令和5年3月29日まで)

## 2 退任した役員の氏名及び住所

理事 山下 勝義 霧島市溝辺町麓1020番地  
 理事 有村 政春 霧島市溝辺町有川2092番地  
 理事 森田 勝美 霧島市溝辺町有川2008番地30  
 理事 末重 眞一 霧島市溝辺町麓3873番地  
 理事 岩元 武二 霧島市溝辺町麓3534番地 4  
 理事 今吉 耕己 霧島市溝辺町麓3382番地75  
 理事 追鳥 正光 霧島市溝辺町三縄887番地 7  
 理事 有村 春明 霧島市溝辺町麓2294番地 1  
 理事 坂口 勝義 霧島市溝辺町崎森2117番地 2  
 理事 平原 正志 霧島市隼人町西光寺2341番地11  
 理事 迫間 勇 霧島市隼人町住吉2570番地 6  
 理事 竹ノ内春明 霧島市隼人町嘉例川2256番地 1  
 理事 西 泰行 始良市加治木町日木山1858番地 2  
 理事 南原 峰雄 始良市加治木町小山田4553番地 2  
 理事 内村 照夫 始良市加治木町小山田3627番地  
 監事 有村 秀忠 霧島市溝辺町麓2543番地  
 監事 竹ノ内久義 霧島市隼人町西光寺2354番地 3  
 監事 内村 敏春 始良市加治木町小山田3591番地

## 鹿児島県告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、肝属南部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事 今村 利和 肝属郡錦江町神川700番地  
 理事 今熊 悦郎 肝属郡錦江町神川826番地 4  
 理事 宿利原勝吉 肝属郡錦江町神川7508番地 2  
 理事 青木 稔 肝属郡錦江町馬場4736番地  
 理事 厚ヶ瀬博文 肝属郡錦江町神川8006番地  
 理事 鍋 康博 肝属郡錦江町田代麓3608番地  
 理事 田畑 嘉則 肝属郡錦江町田代麓5166番地  
 理事 樋之口誠孝 肝属郡南大隅町根占川北5378番地  
 理事 田渕 悦二 肝属郡南大隅町根占横別府871番地 1  
 理事 池之迫幸市 肝属郡南大隅町根占山本4525番地  
 理事 溝端 正次 肝属郡南大隅町佐多馬籠1818番地 1  
 理事 新坂 正次 肝属郡南大隅町佐多馬籠3699番地  
 理事 木場 一昭 肝属郡錦江町神川679番地  
 理事 森田 俊彦 肝属郡南大隅町根占川北331番地

理事 堂地 一郎 肝属郡南大隅町根占川北3837番地  
監事 上藪 利昭 肝属郡南大隅町根占川北3846番地 1  
監事 渡瀬 博夫 肝属郡錦江町神川7836番地 6  
(任期 平成31年4月1日から令和5年3月31日まで)

## 2 退任した役員の氏名及び住所

理事 今村 利和 肝属郡錦江町神川700番地  
理事 今熊 悦郎 肝属郡錦江町神川826番地 4  
理事 宿利原勝吉 肝属郡錦江町神川7508番地 2  
理事 青木 稔 肝属郡錦江町馬場4736番地  
理事 厚ヶ瀬博文 肝属郡錦江町神川8006番地  
理事 鍋 康博 肝属郡錦江町田代麓3608番地  
理事 田畑 嘉則 肝属郡錦江町田代麓5166番地  
理事 樋之口誠孝 肝属郡南大隅町根占川北5378番地  
理事 田渕 悦二 肝属郡南大隅町根占横別府871番地 1  
理事 池之迫幸市 肝属郡南大隅町根占山本4525番地  
理事 溝端 正次 肝属郡南大隅町佐多馬籠1818番地 1  
理事 新坂 正次 肝属郡南大隅町佐多馬籠3699番地  
理事 木場 一昭 肝属郡錦江町神川679番地  
理事 森田 俊彦 肝属郡南大隅町根占川北331番地  
理事 堂地 一郎 肝属郡南大隅町根占川北3837番地  
監事 上藪 利昭 肝属郡南大隅町根占川北3846番地 1  
監事 渡瀬 博夫 肝属郡錦江町神川7836番地 6

## 鹿児島県告示第162号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第30条第1項の規定により、起業者から、次のとおり事業を変更したため、土地を収用し、又は使用する必要がなくなった旨の届出があった。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 起業者の名称

鹿児島県

## 2 事業の種類

県道飯野松山都城線改築工事及び県道志布志福山線改築工事（都城志布志道路「金御岳工区、末吉道路及び有明志布志道路」・宮崎県都城市梅北町地内から鹿児島県曾於市末吉町南之郷字後原畑地内まで及び志布志市志布志町安楽字稲荷迫地内から同市志布志町安楽字甘割地内まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事

## 3 収用し、又は使用する必要がなくなった土地の区域

曾於市末吉町南之郷字黒房5213番72

## 4 事業認定の告示の年月日及び番号

平成28年6月27日九州地方整備局告示第101号

## 鹿児島県告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により指宿市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年6月25日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 指宿都市計画下水道
- (2) 名称 指宿市公共下水道

## 2 関係図書の縦覧場所



鹿児島県土木部都市計画課

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第26号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年6月25日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ゴールドマックスLM1	株式会社コナミアミューズメント	8P0940
ぱちんこ遊技機	P おばけらんど怪ZBS	株式会社ソフィア	9P0454
ぱちんこ遊技機	P 北斗の拳8霸王FQA	サミー株式会社	9P0480
回胴式遊技機	S 麻雀格闘倶楽部3KR	株式会社コナミアミューズメント	9S0023
回胴式遊技機	S パチスロオーバーロードYX	株式会社オーイズミ	9S0570